

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の概要

平成 29 年 4 月
自然環境課

1 計画策定の目的及び背景

平成 24 年 3 月に第 3 期計画を策定し、農業被害の軽減を図るために引き続きイノシシの狩猟期間を延長するとともに、個体数管理目標を設定し各種対策を講じてきた結果、捕獲頭数は増加したものの、農業被害は依然多い傾向にあるのが現状である。

平成 27 年 5 月には、鳥獣保護法の改正に伴い、これまでの捕獲状況や被害状況等も踏まえつつ、新たに第二種特定鳥獣管理計画を策定したところであるが、今回、平成 29 年 3 月 31 日をもって計画期間が満了することから、引き続き農林業被害の軽減と個体群の安定的維持を図ることを目的として第 4 期計画を策定するものである。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（第 12 次鳥獣保護管理事業計画の期間内）

4 管理が行われるべき区域

広島県全域とする。

5 管理の目標

- ① 農業被害等のイノシシと人間活動との軋轢の軽減を図る。
- ② 地域個体群の安定的な維持を図る。

なお、モニタリング調査の結果を踏まえて計画を検証し、計画と施策に反映させるものとする。

6 個体群管理（数の調整）に関する事項

- ① 個体群管理の考え方・目標
 - ・国が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（H25. 12）で示した「平成 35 年度に生息頭数を半減する」という目標を掲げていることにも鑑みて捕獲目標の目安を設定
 - ・年間捕獲目標（目安） 30,000 頭以上
- ② 捕獲対策の推進
 - ・生息密度を低減するため、狩猟期間の 2 月末日までの延長を継続する。（11 月 15 日～2 月末日）
 - ・効率的な捕獲を行うため、猟法（くくりわな）禁止区域を除く地区において、くくりわなの輪の直径に係る禁止事項の解除を継続する（直径 12cm 超使用可）。
 - ・農地周辺での加害個体を中心に、わなで集中的に有害捕獲を行う。
- ③ 管理の担い手である狩猟者の確保と技術向上
 - ・狩猟免許試験の県内各地及び休日での開催や狩猟の社会的役割の PR 等による新規の狩猟免許取得を促進するとともに、狩猟後継者の確保を図る。
 - ・わな架設講習会、安全狩猟射撃講習会等の開催による鳥獣の知識や捕獲技術の向上に努める。

7 生息地の保護及び整備に関する事項

- ・イノシシを里地から排除するような環境づくりを検討する。

8 その他管理のために必要な事項

- ① 被害防除対策（集落ぐるみで有害鳥獣を寄せ付けない環境整備等）
- ② モニタリング等の調査研究の拡充
- ③ 計画の推進体制の整備等